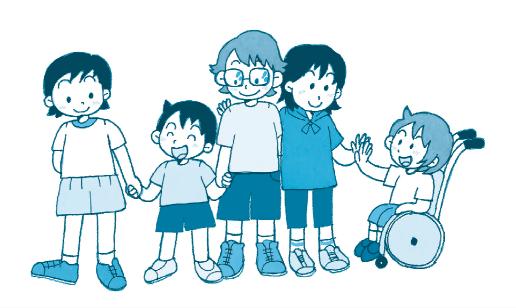
概要版

こどもすこやか育みプラン・とよなか

~豊中市子育ち・子育て支援行動計画~



豊中市子ども健やか育み条例 前文(抜粋)

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりません。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければなりません。

子どもには、自ら育つ力と多くの可能性があり、まわりの人から愛され、信頼され、そして認められることで、その力を伸ばし、可能性を広げます。また、子どもは、家庭、保育所、幼稚園、学校をはじめとする社会での多様な人との関わりや様々な体験を通して、自分を大切にする気持ちや他者への思いやり、個性や創造力、そして自ら考え、主体的に判断して行動する力などを養いながら、人とつながり、未来を切り拓く力を身につけていきます。そして、次代の担い手となる子どもを大切に育むことのできる大人へとなります。

ここに私たちは、豊中市の子ども一人ひとりが健やかに育ち、そして、子どもや子育て家庭に関わる全ての人がつながり、社会全体で子どもを愛情深く育む地域社会を実現するため、この条例を制定します。

平成 27 年(2015年)3月





こどもすこやか育みプラン・ とよなかってなに?

計画策定の背景は?

本市では、平成 11 年(1999 年)に「豊中市子ども総合計画」を策定して以降、平成 13 年(2001年)に「豊中市子ども総合計画推進計画」を、平成 17 年(2005年)には次世代育成支援対策推進法に基づく「こども未来プラン・とよなか」を策定し、子どもの視点に立った子育ち・子育て支援に関する様々な施策を実施してきました。しかしながら、子どもや家庭を取り巻く環境が様々に変化しており、子育てや子どもの育ちに大きな影響を及ぼしています。そのため、子どもに関わるすべての人が、子どもや子育て家庭への支援に関心をもち、それぞれの役割について認識し、互いにつながりを深めながら協力し、本市の子ども一人ひとりが健やかに育ち、子どもを愛情深く育む地域社会の実現をめざし、平成 25 年(2013年)に豊中市子ども健やか育み条例を制定しました。

今回、豊中市子ども健やか育み条例を推進するため「こどもすこやか育みプラン・とよなか」(豊中市子育ち・子育て支援行動計画) く以下「計画」という。>を策定します。

平成 15 年度 少子化社会対策基本法 (2003 年度) 次世代育成支援対策推進法

平成 24 年度 (2012 年度)

平成 25 年度 (2013 年度)

豊中市子ども健やか育み条例

子ども総合計画

こども未来プラン・とよなか

こどもすこやか育みプラン・とよなか

(前期計画)

(後期計画)

平成 11 年度 (1999 年度) 平成 17 年度 (2005 年度) 平成 22 年度 (2010 年度)

平成 27 年度 (2015 年度) 平成 31 年度 (2019 年度)

計画の位置づけは?

本計画は、豊中市子ども健やか育み条例及び子ども・子育て支援法に基づき策定するものです。加えて、次世代育成支援対策推進法、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく計画にも位置づけています。また、本計画は概ね 18 歳までの子どもとその家庭等に対する様々な分野の取組みを総合的・一体的に進めるものであり、若者の自立支援に関する施策とも連携し取り組むものとします。

計画の期間は?

本計画は、平成 27 年度(2015 年度)から平成 31 年度(2019 年度)までの5年間を計画 期間とします。

計画の推進方法は?

本計画の推進にあたっては、「豊中市こども審議会」及び「こども施策推進本部会議」にて PDCA サイクルの考え方に基づき、計画の策定、進行管理及び評価を行います。また、計画の実施状況及び審議会の評価結果について子どもを含めた市民に公表し、意見を募集します。

※ PDCA サイクルとは、計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Act)のサイクルを繰り返すことで、計画の実効性を高める手法・考え方



〈H21〉

20.859 人

豊中市の子どもや 子育で家庭の状況は?

①0-5歳人口が増加傾向 にあります。

②母親のフルタイム就労等の 割合が増えています。

3保育所の待機児童が 増加しています。

〈H26〉 22,168 人

⟨H21⟩ 12.9% 16.1%

⟨H26⟩

10.1%

(H21) 10 人

出典:住民基本台帳

上段:フルタイム就労者 下段:育児休業等取得者

出典:保育幼稚園室調べ

(H26)

132人

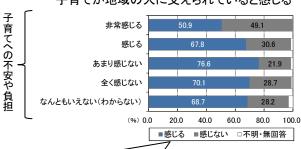
④子育てへの不安や負担を感じている人の割合は減少傾向にありますが、3割以上の 保護者は子育てへの不安や負担を感じています。

3.7%

⟨H21⟩ 46.8% **(H26)** 34.4%

⑤身近な人とのつながりや配偶者などとの適切な育児分担が、子育てへの不安や 負担感の軽減につながる傾向があります。

子育てが地域の人に支えられていると感じる



配偶者との育児分担に満足している



(地域で子育てを支えてくれている人について〈トップ3〉)

- 1:幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点の職員:71.2%
- 2:同じ世代の子どもをもつ保護者:68.9% 3:近所の人:38.9%

一方で、地域子育て支援センター等の子育て支援サービスに関心を持ちながら利用できていない保護者が いたり、父親の帰宅時刻が 21 時以降の家庭の割合が 45%を超えるなど、身近な人とのつながりや配偶者 との育児分担が十分ではない家庭があります。

⑥子どもが不安に思ったときや、悩んだり、困ったりしたときの対応としては、親や 友達に話すほか、自分で解決したという回答割合が高くなっています。また、話し たかったが、話せる人や場所がなかったと回答している子どもがいます。

	小学校5年生	中学校2年生	高校2年生相当年齢
親に話した	63.5%	59.2%	53.1%
友達に話した	43.8%	55.2%	54.3%
自分で解決した	35.0%	35.2%	39.5%
話せる人や場所がなかった	3.6%	4.0%	6.2%

※ ②④⑤は小学校就学前児童の保護者、⑥は子どもを対象に実施したニーズ調査結果

基

このプランがめざすものは?

基本理念を踏まえ、3つの柱に基づき施策を展開します。

基本理念

すべての子どもの人権が尊重され、 健やかに育ち、 社会全体で子育て家庭を支え、 子どもを愛情深く育むまち・とよなか

- ●子どもの人権の尊重をすべての取組みの基礎とします
- ●子どもの健やかな育ちを支えます

子どもが自らの個性や能力を最大限に発揮しながら成長することをめざします。また、社会的援助が必要な子どもに対しては関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を行うことをめざします。子どもにとっての最善の利益を実現するために必要なことを子どもと大人がともに考えることをめざします。

●安心して子育てできるよう地域全体で家庭を支えます

子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげることを通じて、保護者が子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう地域全体で子育て家庭を支えていきます。

●子どもを愛情深く育むまち・とよなかをめざします

子どもに関わるすべての人がそれぞれの役割について認識し、互いにつながりを深め、地域全体で子どもを育む仕組みをつくります。

施策の柱

他束の性			
施策の柱1	子育ち支援	1-1 保育及び教育環境の充実 1-2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供 1-3 子どもの居場所づくり 1-4 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援	
施策の柱2	子育で支援	2-1 地域の子育て環境の整備 2-2 子育てに必要な情報提供等 2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援 2-4 子育てと仕事の両立の推進	
施策の柱3	安心・安全な まちづくり	3-1 生活環境、保健・医療体制等の整備 3-2 子どもの安全確保	
重点施策		子どもの社会参加の促進 子どもの相談窓口体制の整備 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども(家庭)への支援	



どんな施策があるの?

施策の柱1 子育ち支援

1-1 保育及び教育環境の充実



子どもが安全に、安心して遊ぶことや学ぶことができ、 子ども一人ひとりの個性や創造力を伸ばし、 集団生活を通じて社会で生きる力を身につけることができる

収組みのポイント

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。

乳幼児期の保育施設の整備や認定こども園化の促進等の量の確保に加え、小学校就学前の学校教育・保育の質の向上に向けた取組みを進めていきます。

また、子どもの発達や学びは連続性と一貫性が大切であることから、小学校入学が子どもや保護者にとって段差を感じることなく、円滑につながっていく仕組みづくりに取り組みます。

施策展開

- ●小学校就学前の学校教育・保育の一体的な推進
- ●小学校就学前の学校教育・保育の質の向上
- ●幼少期から義務教育期間までつながりのある育ちへの支援
- ●学校教育の充実

関連事業

- 〇人権尊重に根ざした保育の推進
- ○保育アドバイザー派遣事業
- 〇幼保小連絡協議会
- 〇「小中一貫教育」推進事業等

1-2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供



子どもが多様な人との交流や様々な体験ができる機会を通じて、 身近な社会生活や自然等に興味や関心をもち、こうした経験を通じて社会で 生きる力を身につけることができる

収組みのポイン

子どもの健やかな育ちには、地域における多様な世代の人や子ども同士の交流、様々な体験が重要であり、地域の特性に応じて、保護者や学校、ボランティアやNPO等が連携し、地域社会全体で豊かな育ちの場や機会を提供していくことが大切です。

また、これらの活動や取組みにあたっては、子どもの発達の連続性を踏まえ、乳幼児期から義務教育期、義務教育終了後の取組みが相互に連携し取り組むよう努めます。

施策展開

- ●多様な人との交流や様々な体験活動の充実
- ●将来に向けた学びの場の提供
- ●子どもの社会参加の促進【重点施策】

関連事業

- ○遊びのボランティア紹介事業
- ○高校生ダンスフェスタ
- 〇地域体験学習
- 〇子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)等の情報提供



1-3 子どもの居場所づくり



子どもが安心して、自分らしく過ごせる場所がある

子どもの居場所は、子どもにとって、安心で、あらゆる暴力から守られ、自分らしく過ご せ、自分の思いや意見をいうことができる場所となることが大切です。

子どもにとっては、家庭が第一の居場所になることから、家庭の教育力や子育て力の向上 に向けた支援に取り組みます。

家庭や学校以外においても、安全に、安心して遊んだり学んだりできるよう放課後の子ど もの居場所づくりの充実を図ります。

施策展開



- ●子どもが安心して過ごせる家庭づくりへの支援
- ●放課後の子どもの居場所づくりの充実
- ●子どもが安全に、安心して遊びや学習等の活動が行える機会(場)の提供

関連事業



- 〇豊中市放課後こどもクラブ事業
- 〇とよなか地域子ども教室
- ○公共施設を活用した子どもの居場所づくりの推進
- 〇子どもの遊び場環境づくりの推進
- 〇おはなし会

筝



子どもの悩みや不安に対する相談及び支援 1 – 4



子どもが安心して、気軽に自身の悩みや不安を相談できる場所があり、 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもが 個々の状況に応じた適切な支援を受けることができる

子どもにとっては、自分自身のこと、家庭や学校のこと、暴力や虐待、いじめのことな ど、どのような内容でも、直接、安心して相談できる場所があることが大切であり、学校 等の関連施設や関係機関と連携して、子どもへの総合的な相談支援の充実を図ります。 また、相談窓口についてわかりやすく伝える工夫をするなど、子どもが安心して相談で きる環境づくりに取り組むことが必要です。

施策展開

- ●子どもの相談窓口体制の整備【重点施策】
- ●子どもの悩みへの取組みの推進
- ●子どもが安心して相談できる環境づくり
- ●社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども(家庭)への支援【重点施策】

関連事業

- 〇家庭児童相談事業
- 〇子どものための相談窓口の周知
- 〇児童虐待防止ネットワーク事業
- 〇若者支援相談窓口

等

施策の柱2 子育て支援

地域の子育て環境の整備 2 - 1

身近に集える拠点づくり (1)



保護者同士が身近な場所でふれあい、支えあうことができる

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、地域全体で子育て家庭を支える取 組みが求められています。また、保護者の不安や負担感の軽減を図るためには、身近なと ころで子育て情報の交換や相談ができたり、保護者同士の交流や仲間づくりができる場が 引き続き求められています。

施策展開



●身近に集える地域の子育ち・子育て支援の拠点(場)の活用

関連事業

- ○遊びの場の提供
- ○子育てサークルの育成
- 〇赤ちゃんサークルぴよぴよ
- 〇こども園地域活動事業

地域のつながりづくり **2**





子どもや子育て家庭が地域で見まもられ、支えられている

保護者の子育ての不安や負担感の軽減のためには地域のつながりが大切であり、様々な 関係機関・保護者を含む団体が一体となってつくりあげてきた「地域子育ち・子育て支援 ネットワーク」を活かし、地域の教育力の向上や子育て支援の充実に向けて取り組みます。 また、子育ち・子育てを支える地域人材の育成にあたっては、子どもや子育て家庭の状 況や課題等を共有できる機会づくりや仕組みづくりに努めるほか、地域全体で子どもを見 まもり、子どもの安全や非行防止に取り組みます。

施策展開

- ●地域子育て支援センターを中心とした地域子育ち・子育てネットワークの充実
- ●地域における子どもの活動機会の充実
- ●地域の多様な人材の育成・連携を強化した地域教育力の向上
- ●子どもの安全や非行防止への取組みの充実

関連事業

- ○子育ち・子育て支援のネットワーク事業
- 〇民生・児童委員活動 主任児童委員活動
- 〇子ども読書活動推進計画の推進
- 〇子ども文庫活動の支援と協力・連携
- 〇青少年活動指導者の養成

等

2-2 子育でに必要な情報提供等

① 情報提供の充実



子育てに必要な情報が、必要な時に確実に入手できる

取組みのポイ

平成27年(2015年)4月からの「子ども・子育て支援法」の施行に伴い、小学校就学前の学校教育・保育に関わる制度が大きく変化するため、必要な情報を的確に把握でき、円滑に利用することができるよう、子育て関連情報を集約・一元化するなど、保護者が必要な情報を確実に入手できる仕組みづくりに取り組みます。

また、情報提供に関しては、よりわかりやすく、伝わりやすい情報発信に取り組みます。

施策展開

- ●利用者支援窓□の設置
- ●子育てに関する情報発信の充実

関連事業

- 〇利用者支援
- ○情報提供の充実
- 〇こんにちは赤ちゃん事業
- 〇外国人向け市政案内情報の発行 等



② 家庭教育の支援



保護者が子育てに喜びを感じることができ、 子どもとともに成長できていることを感じることができる

子どもの育ちにおいて家庭の役割は重要であり、乳幼児期からの保護者等身近な大人との愛情による絆で結ばれた家庭のふれあいが大切です。

家庭教育に関わる部局や関係機関・団体が子どもの育ちに大切なこと、家庭教育の基本的な考え方や方向性を共有し、互いに連携しながら、子どもの年齢に応じた親学習や子育て講座、保護者同士の交流会等の実施に取り組むほか、出産前からの子どもとふれあえる機会や子育てを学ぶことができる場の提供に取り組みます。

施策展開

- ●関係部局、機関・団体と一貫・連携した家庭教育の推進
- ●子育て家庭の状況に応じた子育ち・子育て講座等の学習機会の充実

関連事業

- 〇家庭教育支援事業
- 〇子育ち・子育て講座
- 〇親を学ぶプログラム
- ○ブックスタート事業「えほんはじめまして」
- 〇こども園児童とのふれあい及び育ちを学びあう機会の提供 等

2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援



保護者が、身近で相談や必要な支援を受けることができ、 安心して子育てできる

収組みのポイン

妊娠・出産・子育てにおいては、相談窓口のわかりやすさや周知方法の工夫、身近で気軽に相談できる環境整備に加え、相談窓口の専門性を高めるとともに、福祉・保健・教育その他の関連分野が連携し、総合的な支援に取り組みます。

また、支援が必要な家庭を早期発見して対応することができる仕組みづくりのほか、保護者の身体的・精神的疲労を軽減するためのレスパイトサービスの充実に取り組みます。

施策展開

- ●相談窓□の活用促進
- ●子どもの相談窓口体制の整備【重点施策】
- ●自ら出向くことが困難な保護者などへの訪問型(アウトリーチ型)支援体制の強化
- ●多様な子育て支援の充実
- ●社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども(家庭)への支援【重点施策】

関連事業

- 〇子育て心の悩み相談事業
- 〇育児支援家庭訪問事業
- 〇子育て短期支援事業
- 〇障害児等療育支援事業
- 〇母子父子福祉センター事業 等

2-4 子育てと仕事の両立の推進



子育てと仕事のバランスがとれていると感じることができる

収組みのポイン

本市では、O~5歳人口の増加に加え、保育需要が急激に高まるとともに、保護者のニーズが多様化しているため、保育所整備に加え、一時預かり事業や病児・病後児保育事業等多様な保育サービスや放課後こどもクラブの充実に取り組みます。

また、子育てと仕事の両立においては、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。

施策展開

- ●保育所整備、多様な保育サービスの充実
- ●子育てと仕事の両立推進に向けた、家庭・企業・事業所等への啓発

関連事業



- 〇通常保育(公立・民間)
- 〇病児・病後児保育事業
- ○延長・休日保育、一時預かり事業(一時保育事業)
- 〇豊中市放課後こどもクラブ事業
- 〇ファミリー・サポート・センター事業
- ○ワーク・ライフ・バランスの推進

等



施策の柱3 安心・安全なまちづくり

3-1 生活環境、保健・医療体制等の整備



安心して妊娠・出産・子育てができる

取組みのポイン

妊産婦の健康づくりや不安の解消、子どもの健やかな成長に向けて、妊婦・乳幼児の健康診査等、母子の健康づくりに向けた啓発や学習機会の提供、地域におけるきめ細やかな小児医療体制の充実等に努めます。

また、子育ち・子育てにやさしい生活環境づくりに向けては、安全で安心して憩い楽しめる公園・緑地等の保全・整備や、子どもや保護者が安心して外出できる環境整備に取り組みます。

施策展開

- ●妊娠・出産・子育てに関する知識の普及、相談・指導の充実
- ●母子保健や小児医療体制の充実
- ●子育ち・子育てにやさしい生活環境の確保
- ●各種手当及び助成による、子育て家庭への経済的な支援

関連事業

- 〇妊娠・出産・子育て相談窓口
- 〇健康診査(妊婦·乳幼児等)
- ○豊能広域こども急病センター
- 〇赤ちゃんの駅普及・啓発事業
- 〇子ども医療費助成制度 等



3-2 子どもの安全確保



子どもや子育て家庭が安全に、安心して暮らすことができる

収組みのポイ

子どもを犯罪や災害から守り、子どもや子育て家庭にとって安心・安全に生活できるまちづくりに向けては、地域の防犯・防災意識の向上、関係機関や団体、学校、地域住民等と連携した取組みを進めていくことが大切です。

また、子どもに対する防犯・防災教育を進めることで、子どもが周りから守られるだけでなく、危険から身を守る力をつけることができるよう努めます。

施策展開

- ●地域住民や関係団体等と連携した見まもり体制の充実
- ●子どもを対象とした災害や犯罪に対する安全対策の強化、交通安全活動の推進

関連事業

- ○「こども 110 番の家 |運動
- 〇子どもの安全見まもり隊
- 〇子どもに対する防火・防災教育
- ○ジュニア救命サポーター事業
- 〇交通安全啓発事業

쑄



重点的に取り組むことは?

重点施策1 子どもの社会参加の促進

子育ち・子育て支援を行うにあたっては、当事者である子どもや若者の意見や考えを聞き、 思いを汲み取っていくことが大切であり、子どもが意見を表明できる機会の充実に努めます。 また、子どもが地域社会やまちづくりをもっと身近に感じることができるよう、地域と連携し、 子どもの社会参加の機会を拡充していくことが大切です。

取組み2 地域における社会体験の機会確保

重点施策2 子どもの相談窓口体制の整備

子どもの不安や悩みは多様であり、複数の課題が混在していることも多くあるため、相談窓口のわかりやすさや周知方法の工夫とともに、専門的な相談対応及び福祉・保健・教育その他関連部局が連携した総合的な支援等、相談・支援機能の強化を図ります。

取組み1	子どもの相談窓口の充実
取組み2	子どもが安心して容易に相談できるしくみづくり
取組み3	相談機関の連携による相談・支援体制の整備



重点施策3 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども(家庭)への支援

社会生活を営む上での困難を有する子どもは、一人ひとり状況が異なるとともに、子どもの成長に応じて状況が変化する場合があることから、子どもの状況に応じ継続した支援や社会全体で見まもり・支援することができる環境づくりが求められています。

取組み1	子育でについて、社会的な援助が必要な家庭への支援
取組み2	障害のある子どもへの支援の充実
取組み3	外国人市民の子どもや子育て家庭への支援の充実
取組み4	児童虐待防止策の総合的な推進

ひとり親家庭の経済的・精神的自立と子どもの健やかな育ちに向けて、(1)安定した生活 基盤の確立、(2)子育てと仕事のバランスがとれ、保護者が子育てに喜びを感じることがで きる、(3)子どもが安心して育つことを目標とし、地域や事業者、母子父子福祉団体、関係 機関と連携して総合的な支援を行います。

取組み1	就業支援	取組み2	子育で・生活支援
取組み3	経済的支援・養育費の確保	取組み4	子どもへの支援
取組み5 相談体制と情報発信の充実・支援拠点の機能の充実			

子どもの権利条約について

「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」は、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、平成元年(1989年)秋の国連総会で全会一致で採択されたものです。我が国は平成2年(1990年)9月21日にこの条約に署名し、平成6年(1994年)4月22日に批准を行いました。(外務省HPより)

本条約は本文54条からなり、以下の4つの包括的権利を子どもに保障しています。

生きる権利

○一人ひとりの生命が大切にされること○病気や怪我をした時に、治療をうけることができること など

守られる権利

- ○あらゆる種類の差別や虐待、搾取から 守られること
- ○プライバシーが守られること、他の人 から誇りを傷つけられないこと など

育つ権利

- ○教育を受けることができること ○適切な情報提供等の支援を受けること
- 適切な情報提供等の支援を受けること ○ 自分らしく育つことができること
- ○考えることや信じることの自由が 守られること
- ○体や心を休ませることや、年齢に ふさわしい遊びや文化・芸術活動に 参加できること など

参加する権利

- ○自分に関係のあることについて自分 の意見を表明できること
- ○表明した意見は年齢や成長に応じて 考慮されること
- ○友人を作り、友人と集うこと。但し、 他の人に迷惑をかけてはいけません など

子どもに関わることについては、子どもにとって一番よいこと(最善の利益)を 第一次的に考慮することが求められています

豊中市子育ち・子育て支援行動計画 こどもすこやか育みプラン・とよなか

【概要版】

平成 27 年 (2015 年) 3月 豊中市 こども未来部 こども政策課 (H27.4 時点 <予定>) 〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚 3-1-1 TEL 06-6858-2258 FAX 06-6854-9533